

はねばならぬ、元來製鐵業の如きは、その事業の性質として大工業としての素質を極めて多量に有つて居る工業で、同一地區に大規模に各種の設備を完全して仕事に取りかゝらねば決して所期の効果を擧げ得られるものではない、我輩が今回官民製鐵業の大合同を考へるに至つたのも、この趣旨から出て居るに過ぎぬ、されど之に就ては當業者の意向を聲いて見る必要があるので、その内涼しくでもなつたら三井、三菱等大手筋の意見をたゞいて見やうと思つて居るが、我輩の製鐵事業合同案と言つても、今の處は全く我輩一個の腹案で、未だ具體的に定まつた譯ではないが、現在の八幡製鐵所と、民間の各種製鐵會社とを合同し、滿鐵の如き半官半民の株式會社とし、官民合同して製鐵事業に對する國策を樹立し様とするのである、この合同案に對しては世間に兎角の批評はあるが、我輩は出来るものと思つて居る、出来るものなら最初から考へなう』と。

●製鐵所合同に就て

今泉嘉一郎

目下の問題となつて居る行政財政整理に關聯して官業の整理と云ふ事が各政黨間に於ても重要な提案の一となつて來た、就中官立製鐵所の如きは現在の如き政府直營の羈絆より引離す可しと云ふのである、引離しの形式に就ては之を純然たる民營に移す可しと云ふのと、官民合同の新會社を創設す可しとの意見とがあるが、何れの場合に於ても出來得可くば、之を現在の民間製鐵事業に統一合同して組織的經營を爲さしめたいと云ふのが一般の希望と認めらる。官立製鐵所は創立

以來二十四年の練習に依り、今や既に相當健全なる發達を遂げたものであるから、財政上に於ては餘り政府を煩はす様な事はないが、兎も角政府の仕事を出來得る限り簡潔にし純行政事務のみにせなくては行政財政の整理は徹底的に行かないと云ふのが此の提案を見るに至つた主なる原因であらうと思ふ。

此の意味に於ける官立製鐵所の整理と云ふ事に就ても予は決して贊同を惜まぬものであるが、予は寧ろ他の意味に於て此の官業の整理をより以上必要なるものと認むるものである。夫は政府が官立製鐵所を創立した目的と我國一般製鐵事業（勿論官業をも含む）の完全なる發達の爲めとに鑑みて、現在の如く政府自ら其の事業の一部を直營すると云ふ事は最早其必要を認めざるばかりでなく、國家の爲め利益少く害多きを信ずるからである。元來政府が製鐵所を直營で初めたのは、其當時民間の事業極めて幼稚で、技術も資本も信賴するに足るものがなく、己むを得ず手を下したるものであつて、是非政府が遣らなければならぬと云ふ理由は他に何もなかつたのである、即ち明治二十九年第九議會に於て政府が初めて製鐵所創立費の豫算を議會に提出するに當て左の如き説明書を附した。

軍備上並に工業上製鐵所の必要を感ずること既に久し、然り而して今日は既に其の極に達せり、昨年來殊に鐵材の需要其數を増加し之が不足を告ぐる事愈急なり、尙向來軍備上の需要工業上の用途並に其必要を感ずる事層一層大なる可し、今にして内國に製鐵所を起さざれば爲に國財の外溢甚しきのみならず、目下の急務たる軍備の獨立を計らんとするも到底得るを望む可からず、不幸にして一朝事ある日に際し内に供給の途なく外に購收の便なきときは、幾多の軍艦製造所數多の兵器製造所あるも我に於て鐵材を得るの由なき爲めに至大の困

難に陥るや必然なり、故に軍備を完全ならしめんとせば、須らく先づ其根本たる製鐵業を起す可し、是れ軍備擴張の企畫と共に製鐵所設立案を提出する所以なり、(中略)今本邦に於て諸鐵材の需要高を調査するに、一箇年十三萬噸内外なり而も其種類形状に至りては、其數實に夥多にして盡く之を製造せんとせば、隨つて巨額の資金を要し、經濟上不得策のみならず、事業成立上困難亦少からざれば、先づ凡そ一箇年六萬噸を製出し得可き工場を設立し、漸次事業を擴張せんとす。其六萬噸の内三萬五千噸はベセマー鋼、二萬噸はマルテン鋼、四千五百噸は鍊鐵、五百噸は坩堝鋼より成る製品とす。而して其原料たる銑鐵は之を民業に委し、民間より購入する目的なりと雖も、如何せん民業未だ此の度に達せず、加之ベセマー鋼製造には一定特質の銑鐵を要するを以て、其の原料たる銑鐵四萬二千噸は若し民間に於て之を供給する能はざる場合には製鐵所に於て之を製造するの見込なり、前記の理由に依り創立費四百九萬五千七百九十三圓四十錢を要す云々。

尙其豫算委員に於て一議員より『此事業を何故に凡て民業に委せざるや』と云ふ質問に對し、所管大臣たる農商務大臣榎本武揚氏が政府を代表して左の如く答へた。

政府が製鐵事業を官設にするに云ふ事を極めましたのは之れ止むを得ざるに出ました事で、若し止むを得るならば軍艦なり軍器なり大半擧げて之を民業に附しても差支なき事は、歐米各國の例に於ても分ります。然るに情むらくは我國目下の製鐵事業はどう云ふ有様であるかと申すと、御承知の通り今一大工場と稱へて居ります鑄鐵所、即ち現に凡そ年二萬噸位の外出來ない所の釜石の鑄鐵所が唯一箇所ある位で、其他は之と比較となる様なものが御座いませぬ誠に幼稚な姿であります。故に政府は本案を提出致して、此今日軍器並に國家經濟上に必要な所の鐵具即ち鐵なり鋼なり製する事が極く急に迫つて居りますから、自ら任じて遣らうと云ふまあ斯う云ふ體合なので御座います、(中略)民間に委せて十分に出來るならば唯今申す通り民間に遣らせるも宜しいのですが如何にも懸念であるし急であるし、且つ見透しが今付かぬと云ふ所でありませぬから、政府で遣りまして經驗を積んで段々ちやんと誰が遣つても出來ると云ふ迄になれば、之を民業に移すと云ふ積りてあります。

議會は政府の此説明に基きて十分の審議を重ね殆ど何等の

異論なく賛成して茲に官立製鐵所が出來る事になつた。此の如くして出來た製鐵所は、爾來今日に至る迄二十八星霜を閱し其間歴代當局者の苦辛經營の功空しからず、兎も角相當の發達が出來て、國防に關しても日露戰爭當時の如きは、相當顯著なる貢獻を爲した事は人の知る通りである、又平時の軍器用材の如きも伊吹、薩摩、攝津、河内を初めとし、最近殆んど凡ての主力戰艦に至る迄、艦體も機關も餘り多く外國の材料を用ひないで濟む迄に供給する事になつた。其以外の陸海軍器材料でも、同様今日では殆んど我國で自給する様になつて來たのは、官立製鐵所の力多きに在るは勿論、一般民間の需要に對しても亦年々多大の數量を供給して居るのである。併し一面民間製鐵所はどうであるかと云ふと、是亦官立製鐵所の指導の下に、今日では既に相當の振興を爲した、即ち官立製鐵所の創立及擴張費の合計が、大正十一年には一億二千萬圓なるに對して、民業の合計は此の倍額以上に達して來た。而して其技術も亦最早師範たる官立製鐵所に比して餘り劣らない迄に進歩して、兵器材料の如きも各其の設備に應じて供給を爲して居る。民間設備の製産能力は官業に比して銑鐵に於て五割優り鋼鐵に於て伯仲の間にある、唯民業は收支の採算に支配せらるゝものであるから、經濟界の不況なる今日の如き場合に於ては實際製産額は官立製鐵所に及ばないのである。製産品の種類に就ては官立製鐵所で出來るもので、民間で出來ないものが少くないが、又同時に民間で出來るもので官立で出來ないものもある。兎も角も民間の事業が今日の様に發達した以上我國工業幼稚なる廿八年前に於て政府が已むを得ず自ら手を下して製鐵所を創立した理由は、今日では既

に消滅したと云ふも過言ではなす。

次に本邦製鐵事業其ものの爲めに考へても、此の様な國家的事業は如何にしても民間の事業と合同して、最近進歩の製産經濟の原則に従ひ、統一的經營の下に設備及資本の全能率を發揮すると云ふ事ではなくては、國家が歲入の三割にも相當する様な多大な需要を訴へつつある鐵類に對して、十分に且つ廉價に供給を遂げて其使命を果すと云ふ事は困難である。殊に現在の様に國際的經濟戰は漸く熾烈となり、我外國貿易も驚く可き輸入超過を現出して、國家經濟上憂慮に堪へない場合に於て、何と云ふても輸入防遏の主力たる可き製鐵事業が、軍隊の編成にも比す可き産業の組織と云ふものが零で、群小弱卒が障壁もない様な所で、個々獨立奮戰して見ても其效果は知る可きである。

其處で前に述べた様に科學的産業組織の下に、統一的經營をするとしても之を政府の直營にすると云ふ事は少しく考へるものである。産業組織の最も發達して居る獨逸でも、戰後革命後に各種の重要産業を國營にせんとする所謂産業社會化論が學者や政黨の間で研究されて、第一に政府の專賣に委す可きものとして、製鐵業、石炭業、化學工業、電氣業、加里鑛業、鐵道業、造酒業、保險業などが問題とされたのであるが鐵道の大部分造酒、電氣の一小部分の外は實行が出来なかつたのである。經濟學者フラン、チスカ博士の如きも『國營と云ふ事も善いが夫が該事業の完全なる發達を妨ぐるか、又は民業に委任するよりもより多くの實費を要する事では國家の利益にならぬ』と云ふ囚はれない科學的前提の下に、此等の事業の國營を考へて見たが、何れも餘り好望であると斷言す

る事が出来なかつた様である。

元來獨逸戰後の政治は優勢なる社會黨派の指導する所であるが、獨逸人は露國レーニン政府の失敗に鑑みる迄も無く、科學上實際上より見て産業國營と云ふ事に付ては一般に賛成は少ない様である。此時に當つて別に獨逸で發達を初めた新しい産業組織がある。是は科學と實際との講究の結果、獨逸の戰後の事情に最も良く當てはまる様に出来たものである。即ち各企業が其獨立體面を保ちつつ、縱横兩斷面に於ける合同聯絡の方法で所謂「利害協約」と云ふものである。是は企業相互間に於ける資本と利益との共通を主としたもので、從て株券及重役を交換し、技術及專賣權を共用し、作業を聯絡し、購入販賣を共同にする等相提携して攻守同盟を造り、長短相補ひ強弱相助け殆んど統一的經營を爲すのであるから、内は事業の基礎を安固にし、外は各般の支障に向て相當の突進力を増すと云ふ仕組である（拙著「獨逸戰後の産業組織利害協約に就て」參照）。是は國營と正反對で頗る科學的のものである。且獨逸今日の狀態では戰前のやうなカルテル組織ばかりでは、實際上役に立たない場合が多いので、今や商工業の凡ゆる方面に行はれつつあるものである。

之に對して一般經濟學者は勿論、責任ある社會等の領袖等さへも大に之を歡迎した。其言ふ所を綜合すると『獨逸は今や武器戰爭の後に經濟戰爭を宣告されて居る。其の敵は經濟的に獨逸を滅亡せしめんとして居る。翻て國內の現状を見れば、戰後社會政策其他に要する出資は勞銀と共に著しく増加して來て居るが、是は容易に引下ぐる事は出来ぬ。此場合獨逸の産業を回復し、獨逸を其滅亡より救はんとするには如何

にすべきやと云ふに、夫れには各産業をして資本及設備の全能力を發揮せしむると同時に、労働者も亦精神上體力の全能力を盡さなければならぬ。唯此の如くする事に依てのみ獨逸の産業は回復され擴張もされるのである。産業の狀態が此の如く進んで行かない限り、失業労働者を收容する事も出来ず、廉價製造をなして需要階級の生活を安定する事も困難で、結局獨逸其者の運命は茲に慘憺たるものとなるであらう而して産業をして此の活動を爲さしむるには、之を社會化(國營)するよりも、矢張り民業として利害協約に依らしむる方が確かに有効である。而して之に依て必然起る可き資本の集團は、只經濟科學の原則に従て健全なる産業の發達を爲すものであるから、其結果の社會を利益する事の偉大なるに鑑み其の資本の集團が何程其大をなすも社會に有害のものではない」と云ふのである。

今予が我國の官業が一般製鐵事業の發達の爲めに利益少くして害の多いと云ふのは、現當局者の經營法を非難するのでも何でもない。唯大局から見立論するのである現當局者と雖も民衆に對する指導や半製品の供給等今も尙多少の援助はして居るのであつて、今日の制度の下に出来る丈けの事は仕居るであらう。只奈何せん民業と全く其の立場を異にして居るが故に、其の販賣方法から見ても一般事業に對して常に競争する事になるので、民間事業は外、外來の投賣品の爲めに既に不正競争を受けつゝある場合に於て、内官業の爲めに更に激烈なる不正競争を強らるゝ如き情態にある。故に兩者の間に科學的聯絡を圖り、相互の能率を増進するなど、云ふ事は大正六年の製鐵事業調査會や大正九年の臨時財政經濟調

査會でも痛切に提議して居るのに拘らず、どうしても之を實現する事が出来ないのは、官業と云ふ制度が累を爲して居るのである。

然らば官業を止めずに全製鐵事業の聯絡なり統一なりを圖る方法が無いかと云へば、夫れは無い事も無いのである。即ち官營と云ふ者が國家の爲めに一番善いものであるとすれば、斷然製鐵專賣法を施行して凡ての製鐵事業を官業に統一するが良からうが夫れは最後の窮策であつて、我國の製鐵事業の將來が此くまで悲觀す可きものでない以上、即ち他に之に優りたる方法ある以上は之が面白くない事は論ずる迄もない。次に考へらる可き方法としては、前に述べた獨逸戰後の産業組織たる利害協約に依る事である。是は我國でも出来るなら遣りたい方法であるが、是も少し困る事情がある元來我國にも「産業組合」と云ふ結構なる一つの産業組織の方法があつて資金の共通販賣購買の共同、機械設備の共用等「利害協約」の目的の一部の仕事は出来る事になつて居る。今此の法律を改正して我製鐵事業に一層都合良く利用出来るものと爲す事は困難ではあるまい。唯困難なるは「利害協約」にしる「産業組合」にしる、我國の個々の製鐵所の經濟及び信用狀態が、も少しどうかなくなつて居らなくては、假令官民全體を之に依て結合して見ても其の設備の完全なる能率を擧ぐる事や、組合員としての義務を完全に果す事に就て安心が出来ない事である、以上の如く官業を其儘にして之を國家の爲に有利に活用せんとする事が、如何にも困難なる今日の場合に於て、目下の問題たる財政行政整理上よりも亦之を處置するの必要ある以上之を民業に合併し純民業となすか、若くは官民合同の會

社經營となすかに依て政府直營の範圍を脱する外はないのである。

本邦製鐵事業の爲めに考ふる識者の内には、最後の官民大合同に達する第一歩として、地方的局部合同を奨励し、若くは設備内容に立脚して縦斷約綜合團を隨所に作る可しとの説もあるが、獨逸の様な大製鐵國か然らざるももう少し數も多く内容も都合よく事業が發達散在して居るなら良いが、今日我國に現存する十指に剩る事餘り多からざる民間製鐵所が、如何に此等の團結を造る可きやを具體的に考究すれば殆んど失望に終る事になる。即ち東北方面は既に決まつて居り、唯洞海灣の周圍に散在する三四の工場が纏る丈で、地方的の結合も笑止の事である。綜合的と云つた處で、銑鐵と鋼塊と鋼片の工場が如何に結合す可きやを考ふれば、距離の關係丈でも經濟的結合にはならない。是等が出来る事であるならば今日迄既に出來たであらうが、奈何せん我國の製鐵事業は是迄無交渉に無規律に隨所に建設されたものであるから全部を合同しても分業の内容を經濟的に按配整理する事が此上相當に骨の折れる事である。況んや之が數個の團體になつては、逆も思ふ様には行かない。唯何分か現在の状態を改善すると云ふ丈の事である。加之前に述べた通り民間各製鐵所の經濟及信用状態が今日の如き有様であつては特別の場合の外此種の團結は到底實行困難で、どうしても廣く官民一般に互つて合同を圖るの外はない。

處で假りに現存の官民製鐵所の主なるもの丈けでも合同が出来るとすれば、茲に銑鐵百二十萬噸、鋼塊百六十萬噸、鋼材百八十萬噸の年間製産設備の集團が出来るとなるから

假令其の集團の完全能率を發揮する爲めに此上猶相當に設備の改造擴張やら分業の整理按配等に幾多の手續を要するとしても、兎も角輓近歐米製鐵國の一單位とするに足る大體の骨組丈けは出来る事になる。故に今日の場合どうせ遣るなら此處迄遣る事を目途として主要なる民間製鐵所と官立製鐵所との合同を圖つて先づ以て本邦斯業の根幹を造る事にならなければならぬ。左すれば事業發展の後合同の當初に於てやむなく參加に洩れる様な貧弱なる小企業も自ら利用の道も開ける事になるのであらう。

そこで此官民の大合同と云ふ事も其成立に對しては多少の障害は免れない。唯其障害は敢て惧る可きものではないと云ふ丈けの事である。先づ第一には世間で云ふやうに合併せんとする會社の評價の困難と云ふ事である。是は手數の掛る問題には相違ないが公平なる審査機關に依て、科學的研究の結果評定したるものを基準とするの外はない。假令株主なり債權者なりが自己本位の打算を主とするとしても、大局上より合同に依て生ず可き事業將來の安固、信用の増加を否認せざる限り諒解は困難でないと思ふ。勿論合併開始の當初より強て多數を誘致するの必要はないから、目的を大合同に存して合同の困難なるものを後廻しにしても宜しい。又第二には合併に就て誰が主力たる可き金穴となるか、誰が經營を主宰する敏腕の持主であるか等に就て心配する人があるが、是は米國の金力主義若くは英國の個人主義の企業制度のみを見るからである。過去の時代は兎も角今後は最早や金力や個人のみ信用を以て企業の繁榮を永續する事は出来ない。どうしても獨逸が從來やつて來た様に、組織主義を主とする外はない。

夫れは科學の原則に基きて完全に組織されたる企業軍隊でなくは、今日の世界經濟戰に於て優勝者たるべき見込の付かう道理は無いからである。此位の事は今日の實業界には相當諒解されつゝある事である。第三には官民合併の場合には政府が損をして民間が利益をする様に考へ甚しきは、此方法は唯民業の救濟になるだけのものであると見るものもある事である。併し是は餘り當つて居ない、新組織より來る利益を受くる事が救濟になるには相違ないが、此利益は民業ばかりではない、官業も同様受けるのである又官業と合併する事に依つて官業が從來收めて居つた營業上の利益に大なる望みを屬するものがあるれば夫は失望に終るであらう。

今官立製鐵所創立以來之に對する國家財政の負擔はどんなものかを知るために、明治三十二年官立製鐵所作業開始以來大正十一年に至る二十四年間の營業成績を見るに、此間損失を計上した事は十箇年で、此合計金額一千一百十二萬圓、利益を計上した事は十四箇年で其合計金額一億六千九百六十七萬圓であるから、差引利益金一億五千八百五十五圓となる。之に對して大正十一年度迄の創立費及擴張費の合計一億一千五百三萬圓であるから、利益は既に固定資金を償還して尙四千百三萬圓を剩して居る。是丈け見ると却々利益のある者と思ふ人もあるかも知れぬが、此の一億圓餘の固定資金の償却並に配當、運轉資金として國庫より毎年借りて居る數千萬圓の金に、民業同様の利子を附する事になつたならば民間製鐵業に比して成績甚だ可良なりとも行かないのである。民業と違つて無利子無配當無償却であつても戦後にあつては、毎年引續き僅かに數萬圓の利益を計上するに過ぎない有様である。

是を以て見るも外品の壓迫で大打撃を受ける事は民業と同様である。

第四には此の合併に依つて市場獨占の形勢を生ずるなきやを惧るゝものある事である。然し是は我國が鐵の自給自足を達したる上の事で果して形勢がさうなつて來る様であれば寧ろ結構の事である。外品を我國市場より驅逐して我製産が我國の市場を獨占する事が本來の目的であらねばならぬ、事業振興の結果果して此の如き弊を生ずる様な事になつたならば之が對策の如きは幾らでもあらうと思ふ。併し當分の處假令合併に依り我國製鐵業の總動員を實行するとしても、外國品との競争は決して悔る事は出來ない否、今日の場合猶關稅其他適當なる保護に依て常に相當なる警戒をなさざる限り、此の新組織が出來た處で單に夫丈けに依て、さう急速に發達を遂ぐる事は容易の事ではない。

終りに合併の方式に就て即ち之を純民業とするか官民合同の會社とするかに依て多少の議論は岐るゝであらう。夫は各々一得一失ある事免かれぬからである。予一個としては事業の健全なる發達を期する爲めには、純民業とする事を希望するが、合併の當初に於て受くるを必要とする國家の援助保育の猶相當少からざるものある可きを想像するが爲め、之が適當なる監理の爲めに、先づ半官半民組織を以て事を始むる事が進行上便利ならんと認むる。併し此の如き形式上の問題は寧ろ枝葉の事であつて、何れの道を取るとも合併其のものゝ實施が一日も速かなる事が國家の利益であると考へる。

(完)